

証券モニタリングに関する基本指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>VI 施行日 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>VII 参考 (別紙)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査対象先 (1) ~ (40) (略) (41) <u>金融サービス仲介業者(金融サービスの提供に関する法律第36条第1項及び第2項、第82条第2項第1号及び第2号)</u> (42) <u>認定金融サービス仲介業協会(金融サービスの提供に関する法律第49条第1項及び第2項、第82条第2項第3号及び第4号)</u> (43) (略) <p>(以下略)</p>	<p>VI 施行日 (略)</p> <p><u>(改正)</u> <u>本指針は、令和6年4月11日から適用する。</u></p> <p>VII 参考 (別紙)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査対象先 (1) ~ (40) (略) (41) <u>金融サービス仲介業者(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第36条第1項及び第2項、第137条第2項第1号及び第2号並びに第3項)</u> (42) <u>認定金融サービス仲介業協会(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第49条第1項及び第2項、第137条第2項第3号及び第4号並びに第3項)</u> (43) (略) <p>(以下略)</p>